

令和元年度地域包括支援センター事業運営評価について

1. 評価の趣旨（*）

地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としている、地域包括支援センター（以下「センター」という。）が、地域において求められる機能を十分に発揮し、地域包括ケアシステムの深化を図るために、センターの人員体制及び業務の状況を定期的に把握・評価し、その結果を踏まえ、質の向上のための必要な改善を図ることを目的としている。

*平成31年4月22日厚生労働省老健局振興課長通知「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について」

2. 令和元年度のセンター事業運営評価の流れ

- (1) 各センターの「平成31年度事業計画書」について、基幹型センターと共有（平成31年3月）
- (2) 令和元年度第1回市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会（以下「推進委員会」）に、センターの「平成31年度事業計画書」を報告（令和元年5月）
- (3) 基幹型センターが各センターへ中間ヒアリングを実施（令和元年11月）
- (4) 基幹型センターが各センターへヒアリングを実施（令和2年6月）
- (5) 令和2年度第2回推進委員会で、基幹型センターによるヒアリング結果を報告し、各委員から意見聴取（令和2年7月）
- (6) 令和2年度第3回推進委員会で、委員の意見を踏まえた市の総合評価を報告（令和2年9月予定）
- (7) 各センターに市の総合評価をフィードバック（令和2年11月予定）

3. 評価項目

【国評価指標・全55項目】

参考資料1

1. 組織運営体制等（全19項目）	
(1) 組織運営体制	12項目
(2) 個人情報の管理	4項目
(3) 利用者満足の上昇	3項目
2. 個別業務（全31項目）	
(1) 総合相談支援	6項目
(2) 権利擁護	5項目
(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援	6項目
(4) 地域ケア会議	9項目
(5) 介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援	5項目
3. 事業間連携（社会保障充実分事業）（全5項目）	

【茅ヶ崎市評価指標・全10項目】※本市独自の評価指標

参考資料2

茅ヶ崎市評価指標（全10項目）
(1) 包括内で管理責任者の役割が明確になっている
(2) 包括内でトレーナーの役割が明確になっている
(3) 切れ目なく業務を実施するための仕組みがある
(4) 包括的支援事業の実施にあたり、担当地区の高齢者人口及び介護予防ケアマネジメント数に応じた適正な職員配置がされている
(5) 支障なく業務を遂行するために、職員間の連携体制を整えている
(6) 組織として、三職種の専門性を生かした連携に取り組んでいる
(7) 特定の事業所に偏らないように、公正・中立性を確保するための具体的な取組がある
(8) 緊急時の対応について定めたマニュアルがあり、行動基準が明確になっている
(9) 災害時の対応について定めたマニュアルがあり、行動基準が明確になっている
(10) 防災・減災のための具体的な取組がある

4. 評価にあたってのヒアリング

6月（5日間）に、基幹型センター職員2～3名が、センターに出向き、1時間程度のヒアリングを行った。ヒアリング前に、基幹型センター職員で、センターの自己評価を踏まえ、質問すべき項目や内容及び、国の評価指標に照らし合わせ、全センターで同じ評価となる項目等について、検討した。

ヒアリングの主なポイントは、次のとおり。

- 全センターで同じ評価となるべき項目についての調整
- 各センターの自己評価の根拠や具体的な内容・取組
- 各センターが抱えている課題や共有しておきたい事項、令和2年度の取組について 等

5. 国評価への取組

(1) 改善項目（平成30年度評価×から、令和元年度は○に改善した項目）

基幹型センターとセンターが管理責任者会等で検討し、全センターで改善した項目

国評価の項番	内容	改善内容
1 組織運営体制等 Q17	市町村から、年度当初までにセンター職員を対象とした研修計画が示されているか。	4月に管理責任者会を開催し、研修計画を示した。
2 個別業務 Q30	相談事例の終結条件を市町村と共有しているか。	管理責任者会で検討し、終結条件を整理した。
2 個別業務 Q48	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市町村から示されているか。	平成30年度検討し、4月の管理責任者会で提示した。
2 個別業務 Q61	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されているか。	管理責任者会で検討し、考え方及び公平中立への視点を提示した。

(2) 改善ができなかった項目

項番	内容	判断理由	理由
2 個別業務 Q36	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準が市町村から共有されているか。	前年度の実績が評価対象。 データまたは紙面で共有されている場合に指標を満たしているものとして取り扱う。 ○標記案件と思われる相談事例に対しては、市とセンターが協力しながら対応しているが、判断基準をデータまたは紙面で示していないため。	一概に判断基準の明確化が良いとはいえないため、現状では、その必要性の有無も含め検討する必要がある。
2 個別業務 Q48	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	前年度の実績が対象。経年的とは概ね3年を指す。 ○本市においては、毎月、月報で相談件数等は把握しているが、介護支援専門員からの相談事例の内容を整理・分類した様式ではなかったため。	30年度から改善に取り組んでいるが、3年間の経年評価のため、×となった。

(3) その他

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、地域ケア会議や介護支援専門員等との事例検討会等について中止したことにより、評価が×になったセンターが多数あった。
- Q16（3職種の配置）について、国評価は、「保健師」が基準となっており、看護師を配置しているセンターについては、評価が×となっている。しかし、市の人員基準としては、保健師に準ずる看護師も可としているため、市の基準は遵守されている。